

役員等及び選考委員の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人松井角平記念財団定款第13条、第27条及び第35条に基づき、役員等及び選考委員の報酬等及び費用を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、定款第21条第1項に定める理事及び監事並びに定款第10条に定める評議員をいう。
- (2) 選考委員とは定款第35条に基づき置かれる選考委員会の委員をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。

(役員等の報酬等の額)

第3条 この法人は、役員等に対して、理事会、評議員会への出席の対価として、1人1日につき2万円(法令に基づいて報酬等から控除すべき税金等を控除した後の金額とする。)を超えない金額を報酬として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、監事が行う監査業務及びこれに準ずる業務に対する報酬として、一人につき業務一回当たり2万円(法令に基づいて報酬等から控除すべき税金等を控除した後の金額とする。)を超えない金額を報酬として支給することができる。

(選考委員の報酬等の額)

第4条 この法人は、選考委員に対して、選考委員会への出席の対価として、1人1日につき2万円(法令に基づいて報酬等から控除すべき税金等を控除した後の金額とする。)を超えない金額を報酬として支給することができる。

2 前項に定める報酬の他、選考委員が行う選考業務に対する報酬として、原則として年一人当たり20万円(法令に基づいて報酬等から控除すべき税金等を控除した後の金額とする。)、選考委員長は30万円(法令に基づいて報酬等から控除すべき税金等を控除した後の金額とする。)を報酬として支給することができる。

(費用)

第5条 この法人は、役員等及び選考委員がその職務の執行に当たって支出し又は負担した費用については、遅滞なく支払うものとし、前払を要するものについては前もって支払うものとする。

(報酬等の支給)

第6条 役員等及び選考委員の報酬等は、当該報酬に係る職務の執行が成された日の属する月の翌月20日（その日がこの法人や金融機関の休日に当たるときは、その前日、以下順次繰り上げる）に支給する。

2 前項の支給額は、原則として本人名義の金融機関口座へ振り込むこととする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1. この規程は、平成27年11月5日より施行する。
2. 平成28年2月12日改訂
3. 2022年12月8日改訂